

「川越市生活排水処理基本計画(素案)に対する意見の要旨及び意見に対する市の考え方

該当箇所	意見要旨	意見に対する市の考え方
5 生活排水処理施設整備区域図	図8整備区域図は電子閲覧(PDF)では地域が読み取れない。地域を明確にしてください。	電子閲覧の図8整備地区図については、市の全体としてつかんでいただくためのもので、資源循環推進課・下水計画課・環境保全課・農政課には1/18,000の地図が備え付けてございます。ご足労をおかけし申し訳ありませんが、窓口でごらんいただくと、地域が明確になります。なお、市のホームページには、可能な範囲で高精細の画像イメージを掲載します。
4-3 整備手法の選定	公共下水道整備区域選定の条件に「②地域の状況を考慮し、整備地区を選定すること。」と記載されているが具体的な考慮項目を明確にしてください。(設置費用のみで選定?)環境面をかんがえると住宅の多い地域等も考慮項目に含まれるのではないのでしょうか。	公共下水道の整備地区を選定する上での具体的な考慮項目といたしましては、生活排水の放流先がなくその排水処理に困窮している・生活排水が未処理のまま水路あるいは道路側溝へ放流され悪臭や水質汚濁などにより生活環境が悪化している・生活排水が未処理のまま水路あるいは道路側溝へ放流され水質汚濁など農業環境の悪化が懸念されることなどとししました。また、「住宅の多い地域等は考慮項目とならないのか」についてですが、公共下水道で整備するうえで、住宅の密集度が高いということは、経済性という面から考えれば、もっとも重要な基本的事項となることと考えております。ただし、公共下水道の全体計画は、自然の地形に沿って自然流下を基本として、効率的に下水を処理できるような区域を細分化し、整備については、既に整備されている下流区域より上流区域に向かって整備を拡大していくことから、部分的に住宅密集度が高い場所があったとしても、その近接する下流域が整備されていなければ、予定区域にならないと考えております。
4-3 整備手法の選定	合併処理浄化槽設置の場合の費用は全額市の補助金ですか。(公共下水道整備との費用負担の公平性の考え方についての見解)	浄化槽は全額公費かとのご質問についてですが、浄化槽の補助は規模(人槽)により金額を定め、設置費用の一部を補助する形で実施しております。次に、下水道整備との公費負担の公平性についての見解とのご質問ですが、両事業は別々の制度であり、1事業の規模や年数、制度設計など異なっておりますので、一概に比較することは難しいと考えておりますのでご理解願います。浄化槽整備事業では、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合には、これまで未処理で流されていた台所排水などの生活雑排水が処理されるようになり、河川の水質改善に効果があるので、こうした方への補助につきましては、誘導的な意味合いにより、平成22年度補助では、5人槽で444,000円を補助しております。設置費用に占める補助金額はおよそ45%になっております。これに対して、建築に伴い新たに浄化槽を設置する場合には、建て替えの場合に同様の効果があるものの、浄化槽法で合併処理浄化槽の設置が義務付けられておりますので、一律120,000円の補助としております。下水道事業では、整備する際に整備費用の一部を負担していただく受益者負担金制度がございます。この制度では管きよ、ポンプ場等に係る費用を基に1㎡あたりの金額として設定しております。直近で設定した市街化調整区域に係る金額では、宅地面積1㎡あたり690円となっております。仮に標準的な宅地面積を200㎡とした場合、受益者負担金は138,000円負担していただくこととなります。また、接続後の排水に係る下水道使用料をご負担いただくこととなります。